



留意事項

派遣元事業主が対象労働者にOFF-JTを実施した場合に派遣元事業主に賃金助成を支給し、派遣先事業主が対象労働者にOFF-JTを実施した場合に派遣先事業主に実施助成を支給します。派遣元事業主への賃金助成と派遣先事業主への実施助成を重複して支給することはありませんので、ご留意願います。

賃金助成と実施助成の支給のイメージ		支給の状況
4月1日 ～4月5日	派遣元事業主（大企業） 経費(受講料等)を負担してOFF-JTを実施 (実施時間30時間)	派遣元事業主に賃金助成（30時間×475円=14,250円）を支給 （派遣先事業主に実施助成は支給しない。） 派遣先事業主に実施助成（50時間×760円=38,000円）を支給 （派遣元事業主に賃金助成は支給しない。）
4月8日 ～4月19日	派遣先事業主（中小企業） 経費(受講料等)を負担してOFF-JTを実施 (実施時間50時間)	
4月22日 ～5月31日	経費（受講料等）を双方で負担してOFF-JTを共同実施 (実施時間：派遣元事業主40時間、派遣先事業主40時間)	派遣元事業主と派遣先事業主が実施したそれぞれのOFF-JT時間(※)に応じて、派遣元事業主に賃金助成（40時間×475円=19,000円）、派遣先事業主に実施助成（40時間×760円=30,400円）を支給
		※ 派遣元事業主と派遣先事業主が実施した時間に分けることができない場合は、派遣先事業主と派遣元事業主が合意して決めた任意の時間により算出。

提出上の注意

本様式は、派遣型の有期実習型訓練を実施した場合には、派遣先事業主が、派遣元事業主と共同で作成し提出してください。

記入上の注意

- ①欄は、管轄労働局長の確認を受けた「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース（一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練）計画届」「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース（有期実習型訓練）計画届」及び「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース（中小企業等担い手育成訓練）計画届」の受付番号を記載してください。
- ③欄は、対象労働者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記載してください。
- ④欄は、対象労働者ごとに、正規雇用労働者等へ転換又は派遣先事業主が直接雇用した場合に「○」を記載してください。
- ⑤欄及び⑥欄は、対象労働者ごとの助成対象となるOFF-JT又はOJTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。  
(例) 助成対象となる訓練時間数が12時間20分だった場合  
助成対象となる訓練時間数=12 20/60時間
- ⑦欄は、有期実習型訓練（派遣型）を実施した場合に、派遣元事業主が実施した助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
- ⑧欄は、派遣先事業主が実施した助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
- ⑨欄は、派遣先事業主が実施した助成対象となるOJTの時間数を記載してください。
- OFF-JTの1人1コースあたりの助成時間の上限は1200時間、OJT1人1コースあたりの助成時間の上限は680時間（中小企業等担い手育成訓練においては、一定の要件を満たした場合は1,020時間）となります。
- ⑩欄は、⑤欄の一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練のOFF-JT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、賃金助成額を計算してください。  
(例) 助成対象となる訓練時間数の合計時間が50時間20分だった場合（中小企業）  
50 20/60時間 × 760円 = 38,253.333... → (小数点以下切り捨て) = 38,253円
- ⑪欄は、⑥欄の有期実習型訓練及び中小企業等担い手育成訓練のOJT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、実施助成額を計算してください。
- ⑫欄は、派遣元事業主が実施したOFF-JT実施時間の合計時間、派遣元事業主が実施したOFF-JT実施時間の合計時間にそれぞれに助成単価をかけて賃金助成額を計算してください。
- ⑬欄は、⑨欄の有期実習型訓練（派遣型）のOJT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、実施助成額を計算してください。
- 生産性の向上が認められる要件については、人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）パンフレットをご確認ください。